

新旧対照表

改正案	現行
第1条　～　第5条　（略） （共通項目点数） 第6条　共通項目点数は、法第27条の29の規定に基づく、審査基準日前1年7 ヶ月以内に終了する直前の決算日を基準とする総合評価値とする。 第7条　～　第13条　（略） <u>附　則</u> <u>1　この要領は、令和7年5月1日から施行する。</u> <u>2　改正後の第6条の規定は、令和8年度を基準年度とする資格審査から適用する。</u> <u>3　前2項の規定にかかわらず、令和7・8年度の資格審査については、なお従前の例による。</u> 別表1　～　別表9　（略）	第1条　～　第5条　（略） （共通項目点数） 第6条　共通項目点数は、法第27条の29の規定に基づく、審査基準日前1年以内に終了する直前の決算日を基準とする総合評価値とする。 第7条　～　第13条　（略） （追加） 別表1　～　別表9　（略）

